

## 別添 1

### 1 改正概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、千葉県公安委員会が定める風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）に係る審査基準及び処分基準を改定したものである。

### 2 改定する審査基準及び処分基準

#### (1) 審査基準（15件）

- ア 風俗営業の許可（第3条第1項（第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。））
- イ 風俗営業の許可（第3条第1項（第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。））
- ウ 風俗営業の相続の承認（第7条第1項）
- エ 風俗営業者たる法人の合併の承認（第7条の2第1項）
- オ 風俗営業者たる法人の分割の承認（第7条の3第1項）
- カ 営業所の構造又は設備の変更の承認（第9条第1項）
- キ 特例風俗営業者の認定（第10条の2第1項）
- ク 遊技機の増設、交替その他の変更の承認（第20条第10項において準用する第9条第1項）
- ケ 特定遊興飲食店営業の許可（第31条の22（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。））
- コ 特定遊興飲食店営業の許可（第31条の22（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。））
- サ 特定遊興飲食店営業の相続の承認（第31条の23において準用する第7条第1項）
- シ 特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認（第31条の23において準用する第7条の2第1項）
- ス 特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認（第31条の23において準用する第7条の3第1項）
- セ 営業所の構造又は設備の変更の承認（第31条の23において準用する第9条第1項）
- ソ 特例特定遊興飲食店営業者の認定（第31条の23において準用する第10条の2第1項）

#### (2) 処分基準（37件）

- ア 風俗営業の許可の取消し（第8条）
- イ 風俗営業者に対する指示（第25条）
- ウ 風俗営業の許可の取消し、停止命令（第26条第1項）
- エ 飲食店営業の停止命令（第26条第2項）
- オ 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示（第29条）
- カ 店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第30条第1項）
- キ 店舗型性風俗特殊営業の廃止命令（第30条第2項）
- ク 浴場業営業等の停止命令（第30条第3項）
- ケ 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示（第31条の4第1項）
- コ 無店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第31条の5第1項）
- サ 受付所営業の廃止命令（第31条の5第2項）
- シ 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示（第31条の6第2項第1号）
- ス 無店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第31条の6第2項第2号）
- セ 受付所営業の廃止命令（第31条の6第2項第3号）

- ソ 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示（第31条の9第1項）
- タ 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令（第31条の10）
- チ 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示（第31条の11第2項第1号）
- ツ 映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令（第31条の11第2項第2号）
- テ 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示（第31条の14）
- ト 無店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の15第1項）
- ナ 無店舗型電話異性紹介営業の廃止命令（第31条の15第2項）
- ニ 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示（第31条の19第1項）
- ヌ 無店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の20）
- ネ 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示（第31条の21第2項第1号）
- ノ 無店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の21第2項第2号）
- ハ 特定遊興飲食店営業の許可の取消し（第31条の23において準用する第8条）
- ヒ 特定遊興飲食店営業者に対する指示（第31条の24）
- フ 特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令（第31条の25第1項）
- ヘ 飲食店営業の停止命令（第31条の25第2項）
- ホ 飲食店営業者に対する指示（第34条第1項）
- マ 飲食店営業の停止命令（第34条第2項）
- ミ 興行場営業の停止命令（第35条）
- ム 特定性風俗物品販売等営業の停止命令（第35条の2）
- メ 接客業務受託営業を営む者に対する指示（第35条の4第1項）
- モ 接客業務受託営業の停止命令（第35条の4第2項）
- ヤ 接客業務受託営業を営む者に対する指示（第35条の4第4項第1号）
- ユ 接客業務受託営業の停止命令（第35条の4第4項第2号）

### 3 施行日

令和元年12月14日